

証券コード 3953

(発送日) 2026年6月11日

(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社
代表取締役社長 牧山光人

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ohmurashigyo.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、「第62期定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3953/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大村紙業」又は「コード」に当社証券コード「3953」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社 包装設計デザイン研究所2階 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 故取締役会長大村日出雄氏に対し弔慰金贈呈の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛の表示があったものとして取り扱います。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時00分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

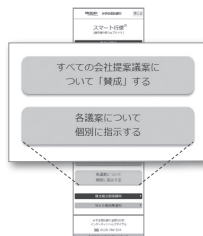


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
してください。



「次へすすむ」をクリック

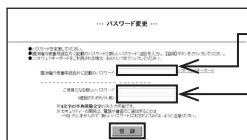
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック


- 4 以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、フィーチャーフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調がみられるものの、米国の関税政策や日中関係の緊張化、円安の継続、人件費や運送費をはじめとするさまざまな価格の上昇により依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような経済環境の中、当業界におきましては、全国段ボール生産量は前期比99.7%となりました。

当社は、原材料や資源価格等の上昇による影響を受けましたが、適正な製品価格を目指した事と既存の取引先の対応強化及び新規取引先の開拓等を行った事により下記のようになりました。

その結果、生産量につきましては、段ボールシート50百万㎡（前期比0.4%増）、段ボールケース36百万㎡（前期比0.9%減）となりました。売上高は5,953百万円（前期比0.2%増）となりました。利益面につきましては、経常利益360百万円（前期比27.0%増）となり、当期純利益365百万円となりました。

販売品目別の概況は次のとおりであります。

① 段ボールシート

売上高は1,032百万円（前期比3.4%増）
総売上高に占める割合は17.3%です。

② 段ボールケース

売上高は3,914百万円（前期比0.6%増）
総売上高に占める割合は65.8%です。

③ ラベル

売上高は201百万円（前期比4.6%増）
総売上高に占める割合は3.4%です。

④ その他（主に包装資材）

売上高は804百万円（前期比6.2%減）
総売上高に占める割合は13.5%です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、機械装置の入替等により、総額201百万円であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度設備資金につきましては、自己資金で賄いました。
なお、当事業年度の新規資金調達はありませんでした。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第59期	第60期	第61期	第62期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	(当期) 2026年3月期
売 上 高	5,424	5,736	5,939	5,953
経 常 利 益	271	358	283	360
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	26	248	△109	365
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	7.19	69.79	△30.83	102.75
純 資 産	4,849	5,091	4,880	5,104
総 資 産	7,270	7,749	6,877	6,565

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等の状況

当社の親会社等は、サンオオムラ株式会社であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等であるサンオオムラ株式会社との取引に当たっては、保険会社との契約に基づいており、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本としております。当社取締役会は、同社との取引が、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(6) 会社の対処すべき課題

当社は全員が「経営参画」をモットーに日々努力をしておりますが、個々の事業部においては売上面及び利益面でさらなる向上を図ります。

中東情勢の緊張化等を背景に原油の供給不足やエネルギー価格の更なる上昇、人件費の上昇や金利の動向の影響等により先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、小ロット・多品種・短納期を武器に、個性化・多様化しているお客様の段ボールニーズに対していち早く・的確に対応し、より充実したサービスを提供していくことを第一に考えております。

また、各部門の課題ですが、配送部門は配送効率向上を目標に掲げ、各車両の積載率アップにより早出、残業の短縮を図り、安全・安心な運転を目指します。製造部門は、コスト意識を高め、効率の良い製造部門を目指しております。また、技術面におきましても、きめ細かな育成を行っております。さらに、TV会議及び品質委員会・生産性向上委員会の活動を通して、各事業部で発生した製造の問題点を全社的に共有することで品質及び生産性の向上にも努めております。管理部門は、内部監査を行いながら現在の本社集中管理システムをより充実させる体制の確立を目指しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- ① 段ボールシート製造販売
- ② 段ボールケース製造販売
- ③ シール、ラベルの製造販売
- ④ 版・型の製造販売
- ⑤ デザイン・ディスプレイ関係の請負

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県茅ヶ崎市	仙台事業部	宮城県岩沼市
湘南事業部	神奈川県茅ヶ崎市	レーベル栃木事業部	栃木県大田原市
東北事業部	福島県二本松市	京都事業部	京都府南丹市
大阪事業部	大阪府堺市	埼玉事業部	埼玉県本庄市
栃木事業部	栃木県那須塩原市	千葉事業部	千葉県柏市
静岡事業部	静岡県富士市	レーベル埼玉事業部	埼玉県本庄市
三重事業部	三重県伊賀市	包装設計デザイン研究所	神奈川県茅ヶ崎市
茨城事業部	茨城県結城市		

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

区 分	使用人数	使用人数 前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	205名	増 4名	47.5歳	15.1年
女 性	30名	増 3名	48.3歳	13.4年
計又は平均	235名	増 7名	47.5歳	14.9年

- (注) 1. 上記使用人数の中には、臨時従業員（パートタイマー）26名は含んでおりません。
2. 当社は、紙器梱包資材等の製造販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,561,676株
- (3) 株主数 3,057名
- (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サンオオムラ株式会社	1,086千株	30.49%
大 村 日 出 雄	375	10.55
大 村 八 重 子	176	4.94
大村紙業社員持株会	132	3.71
大村紙業取引先持株会	122	3.42
株式会社横浜銀行	98	2.75
大 村 慶 子	70	1.97
株式会社みずほ銀行	59	1.68
牧 山 光 人	58	1.63
大 村 日 出 子	52	1.48

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記大株主の大村日出雄氏は、2025年6月18日に逝去されましたが、2026年3月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	牧 山 光 人	
専 務 取 締 役	八 卷 和 彦	管理本部長
取 締 役	鈴 木 孝 明	税理士法人プラネット代表社員
監 査 役 (常勤)	佐 藤 勉	
監 査 役	菅 原 宗 男	
監 査 役	関 谷 隆	
監 査 役	澤 邑 重 夫	社会保険労務士法人澤代表社員

- (注) 1. 取締役鈴木孝明は、社外取締役であります。
2. 監査役菅原宗男、監査役関谷隆及び監査役澤邑重夫は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役佐藤勉、監査役菅原宗男及び監査役関谷隆は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役澤邑重夫は、社会保険労務士として豊富な経験や知識を有しており、代表取締役としての会社経営の経験もあります。
5. 大村日出雄氏は、2025年6月18日に逝去により取締役を退任いたしました。
6. 当社は、取締役鈴木孝明、監査役菅原宗男、監査役関谷隆及び監査役澤邑重夫を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1)	64,099千円 (1,109)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	4,437千円 (3,328)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4)	68,537千円 (4,437)

- (注) 1. 上表には、2025年6月18日に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1993年12月27日開催の第29期定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役0名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年12月27日開催の第29期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額8,097千円（取締役4名に対し7,837千円（うち社外取締役1名に対し65千円）、監査役4名に対し260千円（うち社外監査役3名に対し195千円））。
6. 「取締役の個人別の報酬決定に係る決定方針等」の決定について
- a. 基本方針
当社の個々の取締役の報酬の決定は、役位、担当業務、経歴等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。なお、決定方針は、取締役会で決議しております。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与及び退職慰労金とする。
月例の固定報酬や賞与（年2回）は、従業員の給与体系を念頭に、担当業務、経歴等を総合的に勘案して決定するものとする。
退職慰労金は、株主総会において承認された後、規程に基づき計算された金額を、退職時に支給するものとする。
- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長牧山光人が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。委任した理由は、各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

鈴木孝明は、当社と顧問契約を締結している税理士法人プラネットの代表社員をしておりますが、当該顧問契約は鈴木孝明個人との契約ではなく、また、当該顧問料は多額とは言えず、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはないものと判断しております。

澤邑重夫は、当社と顧問契約を締結している社会保険労務士法人澤の代表社員をしておりますが、当該顧問契約は澤邑重夫個人との契約ではなく、また、当該顧問料は多額とは言えず、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはないものと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
鈴木孝明	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回出席	—	長年に亘る税理士としての見地から取締役会において、議案審議等に必要発言を適宜行っており専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
菅原宗男	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回出席	当事業年度開催の監査役会12回のうち11回出席	税理士の資格を有しており、また財務及び会計に関する程度の知見を有しておる立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。
関谷 隆	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回出席	当事業年度開催の監査役会12回のうち11回出席	税理士の資格を有しており、また財務及び会計に関する程度の知見を有しておる立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。
澤 邑 重 夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回出席	当事業年度開催の監査役会12回のうち12回出席	社会保険労務士として豊富な経験や知識を有しており、代表取締役としての会社経営の経験もある立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 そうせい監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 内部統制システムによる運用状況の監査は代表取締役の指示に基づき業務執行を行う。
 2. 業務活動の全般に関し方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について監査を実施し改善する部分が見受けられる場合は具体的な助言・勧告を行う。
 3. 諸規程及び各業務のマニュアル遵守の状況を検証する。
 4. 職務権限規程による業務執行とし内部牽制システムの確立を図る。
 5. 経営の透明性と法令遵守の観点から日常発生する法律問題に関しては常に弁護士より助言、指導を受けられる体制をとる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行う。
 2. 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底するため主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
 3. 情報漏洩・不正アクセス等防止のためアクセス可能者の制限及びパスワード管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 2. 重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
 3. 新たに生じたリスクへの対応に応じて、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 4. 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役の取引、関係会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会規程による決議事項が発生した場合は定例取締役会に報告し審議を行う。
 2. 定例取締役会を毎月開催し事業部経営の意思決定及び監督の機能状況の報告審議を行う。
 3. 「迅速かつ適正な経営」を行うため毎月経営企画会議を開催し（特に必要な場合は随時開催）経営課題の検討や報告を行う。
 4. 業務の運営については将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①に準ずる。
- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社と関係会社の利益が、実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議したうえで決定する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1. 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。その人事については取締役と監査役が意見交換する。
 2. 監査役補助者は業務の執行に係る役職は兼務しない。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役は、補助者の人事異動について人事担当より事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れる事ができる体制をとる。
 2. 監査役補助者の人事考課は監査役が行い、異動・懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は下記事項を報告する。
1. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定事項
 2. 当社の業績状況
 3. 経営企画会議で審議・報告された案件
 4. 内部監査の結果
 5. 品質の欠陥に関する事項
 6. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制
監査役に報告した者に対しては、相談または通報したことを理由として、不利益な取扱いを禁止する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 常勤監査役は社内において実施される会議に参加できる。
 - 2. 常勤監査役と代表取締役との間に定期的に意見交換会を設定する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力および団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正処置を講ずる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス
従業員に対し、統括職会議を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、毎月、社内報を発行し、従業員に対する周知を継続的に行っております。さらに、反社会勢力排除に向けた基本的な考えの基に、神奈川県企業防衛対策協議会に参加しております。
- ② リスク管理体制
毎月開催される経営企画会議にて、審議した事項を、後日開催される統括職会議にて発表及び推進し、従業員への周知を図りました。
- ③ 内部監査体制
内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。
- ④ 財務報告に係る内部統制
財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を実施いたしました。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,036,882	流動負債	654,583
現金及び預金	2,310,657	買掛金	232,768
受取手形	79,844	リース債務	65,972
電子記録債権	265,664	未払金	49,399
売掛金	764,563	未払費用	72,767
商品及び製品	63,954	未払法人税等	100,381
原材料及び貯蔵品	541,856	未払消費税等	28,458
前払費用	9,722	賞与引当金	97,769
その他	2,838	その他	7,065
貸倒引当金	△2,220	固定負債	807,238
固定資産	2,529,009	リース債務	198,186
有形固定資産	2,039,158	退職給付引当金	105,217
建物	257,223	役員退職慰労引当金	486,934
構築物	8,892	その他	16,900
機械及び装置	354,345	負債合計	1,461,821
車両運搬具	46,238	純資産の部	
工具器具及び備品	9,524	株主資本	4,999,148
土地	1,176,972	資本金	554,000
リース資産	185,961	資本剰余金	566,030
無形固定資産	11,133	資本準備金	566,030
ソフトウェア	7,055	利益剰余金	3,879,130
その他	4,078	利益準備金	63,068
投資その他の資産	478,716	その他利益剰余金	3,816,062
投資有価証券	288,969	別途積立金	1,000,000
出資金	30	繰越利益剰余金	2,816,062
従業員長期貸付金	296	自己株式	△11
破産更生債権等	4,962	評価・換算差額等	104,921
繰延税金資産	182,006	その他有価証券 評価差額金	104,921
その他	7,413	純資産合計	5,104,069
貸倒引当金	△4,962	負債純資産合計	6,565,891
資産合計	6,565,891		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,953,592
売 上 原 価	4,323,122
売 上 総 利 益	1,630,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,279,415
営 業 利 益	351,053
営 業 外 収 益	20,382
営 業 外 費 用	11,401
経 常 利 益	360,034
特 別 利 益	170
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	170
特 別 損 失	4,880
減 損 損 失	4,709
固 定 資 産 除 却 損	171
税 引 前 当 期 純 利 益	355,324
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	124,063
法 人 税 等 調 整 額	△134,698
当 期 純 利 益	365,959

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	554,000	566,030	566,030	63,068	1,000,000	2,628,186	3,691,254	△11	4,811,272	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△178,083	△178,083		△178,083	
当期純利益						365,959	365,959		365,959	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	187,875	187,875	-	187,875	
当 期 末 残 高	554,000	566,030	566,030	63,068	1,000,000	2,816,062	3,879,130	△11	4,999,148	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	68,903	68,903	4,880,176
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△178,083
当期純利益			365,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,017	36,017	36,017
当期変動額合計	36,017	36,017	223,893
当 期 末 残 高	104,921	104,921	5,104,069

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

その他 4年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

紙器梱包資材等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 4,709千円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としては事業部としており、収益性の低下や土地の下落等により、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が認められた場合、減損を認識するかどうかの判定は、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって行われ、減損損失の認識が必要とされた場合には、回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績を基礎として市場環境を考慮して見積もっておりますが、当該仮定は経営環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失の計上により翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,245,868千円

(2) 圧縮記帳

機械及び装置について、圧縮記帳額11,092千円が取得原価から控除されております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高 営業費用 36,966千円

(2) 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
京都府南丹市	段ボール製造	土地	4,709
合計			4,709

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、土地については重要性を勘案して、固定資産税を合理的に調整した価額等により評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,561,676株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 14株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	178,083	50.00	2025年3月31日	2025年6月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	106,849	30.00	2026年3月31日	2026年6月29日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金繰入額	149,975千円
減損損失	116,905千円
賞与引当金繰入超過額	34,639千円
退職給付引当金繰入超過額	32,407千円
その他	24,346千円
繰延税金資産小計	358,274千円
評価性引当額	△142,714千円
繰延税金資産合計	215,560千円
繰延税金負債	
投資有価証券評価差額金	△33,554千円
繰延税金負債合計	△33,554千円
繰延税金資産の純額	182,006千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については投機的な取引は行わず、金融機関への預金等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始の際に信用調査を行い適正な与信限度額を定めております。投資有価証券は、主に、満期保有目的の債券に該当しない社債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、各事業部の営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、また、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うことにより財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券に該当しない社債及び上場株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権で、特定の大口顧客はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額750千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
その他有価証券	288,219	288,219	—
② リース債務（流動負債）	(65,972)	(68,437)	2,464
③ リース債務（固定負債）	(198,186)	(174,810)	△23,376

(*) 負債で計上されているものについては、() で示しております。

(注) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	65,972	64,732	46,640	46,510	22,546	17,756

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	190,323	—	—	190,323
社債	—	97,896	—	97,896

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（流動負債）	—	68,437	—	68,437
リース債務（固定負債）	—	174,810	—	174,810

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	サンオオムラ株式会社	218,000	保険代理業 他	(被所有) 直接30.53	損害保険の取引	損害保険料の支払 (注)	36,966	前払費用 未払金	210 1,659

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額等については、保険会社との契約に基づいております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大村日出雄 (注) 2	-	当社取締役会長	(被所有) 直接10.57	不動産の賃貸借	賃借料の支払 (注) 1	21,240	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料については、不動産鑑定士の鑑定に基づいて決定しております。

2. 大村日出雄氏は、2025年6月18日に逝去されたため、同日をもって当社取締役会長を退任しております。任期中に発生した当会計期間中の取引を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (千円)
販売品目別	
段ボールシート	1,032,561
段ボールケース	3,914,811
ラベル	201,930
その他 (主に包装資材)	804,289
顧客との契約から生じる収益	5,953,592
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,953,592

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,433円06銭
(2) 1株当たり当期純利益 102円75銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

大村紙業株式会社
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 飯 田 夏 希
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大村紙業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

大村紙業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 佐藤 勉 (印)

監査役 菅原 宗男 (印)

監査役 関谷 隆 (印)

監査役 澤 邑 重夫 (印)

(注) 監査役菅原宗男、関谷 隆及び澤邑重夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株当たり普通配当30円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は106,849,860円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役を5名に増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	牧山光人 (1948年7月14日生)	1993年9月 当社常務取締役就任 1997年6月 管理部長就任 2006年8月 営業本部長就任 2013年6月 専務取締役営業本部長就任 2022年6月 代表取締役社長就任 (現任)	58千株
	取締役候補者とした理由	牧山光人氏は、会社の経営全般を統括しております。当社代表取締役社長として豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	八巻和彦 (1961年9月11日生)	2004年6月 当社管理部総務課課長 2007年6月 管理部次長 2010年7月 管理部部長就任 2013年6月 取締役管理本部長就任 2022年6月 専務取締役管理本部長就任 (現任)	7千株
	取締役候補者とした理由	八巻和彦氏は、管理部門、経営企画部門を歴任し豊富な経験と実績を有しております。現在、専務取締役管理本部長として、会社全般の管理を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	※ さわ うち ひろ みつ 澤 内 弘 光 (1972年 5月28日生)	1996年 4月 当社入社 2014年 1月 三重事業部長就任 (現任)	一株
	取締役候補者 とした理由	澤内弘光氏は、生産部門、営業部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、適切な役割を果たしておりますので、新たに取締役候補者いたしました。	
4	※ おお むら けい こ 大 村 慶 子 (1963年 2月17日生)	1991年 3月 サン・オオムラ有限会社 取締役社長就任 1995年 4月 サンオオムラ株式会社 取締役就任 2001年 5月 同社代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) サンオオムラ株式会社代表取締役社長	70千株
	取締役候補者 とした理由	大村慶子氏は、サンオオムラ株式会社の代表取締役社長を務め、長年に亘り経営に携わっております。これらの豊富な知識及び経験等を当社に活かす事ができると判断し、新たに取締役候補者いたしました。	
5	※ じん ぼ かず のり 神 保 一 徳 (1973年 8月16日生)	2000年10月 鈴木孝明税理士事務所入所 2015年 2月 税理士資格登録(現任) 2024年 8月 税理士法人プラネット 社員税理士就任 (現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人プラネット社員税理士	一株
	社外取締役候補者 とした理由 及び期待される役 割 の 概 要	神保一徳氏は、長年に亘る税理士としての経験から幅広い知見を有しており、当該知見を活かし専門的な観点から当社社外取締役としての職務を果たせる事を期待したためであります。また、適切な人材として判断しており、新たに社外取締役候補者いたしました。	

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 大村慶子氏は、当社の親会社等でありますサンオオムラ株式会社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
3. 神保一徳氏は、税理士法人プラネット社員税理士を務めており、当社と顧問契約を締結している税理士法人に所属しております。
4. 牧山光人氏、八巻和彦氏及び澤内弘光氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 神保一徳氏は、当社の社外取締役候補者であります。
6. 神保一徳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士法人の社員税理士の経験から社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 神保一徳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 故取締役会長大村日出雄氏に対し弔慰金贈呈の件

2025年6月18日に逝去されました故取締役会長大村日出雄氏の在任中の功労に報いるため、当初の所定の基準に従い相当額の範囲内で、弔慰金(退職慰労金)を贈呈したく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告11頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 村 日 出 雄	1965年3月 当社創立代表取締役社長 2022年6月 当社取締役会長就任 2025年6月 逝去

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役鈴木孝明氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告11頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鈴木 孝 明	2015年6月 当社社外取締役（現任）

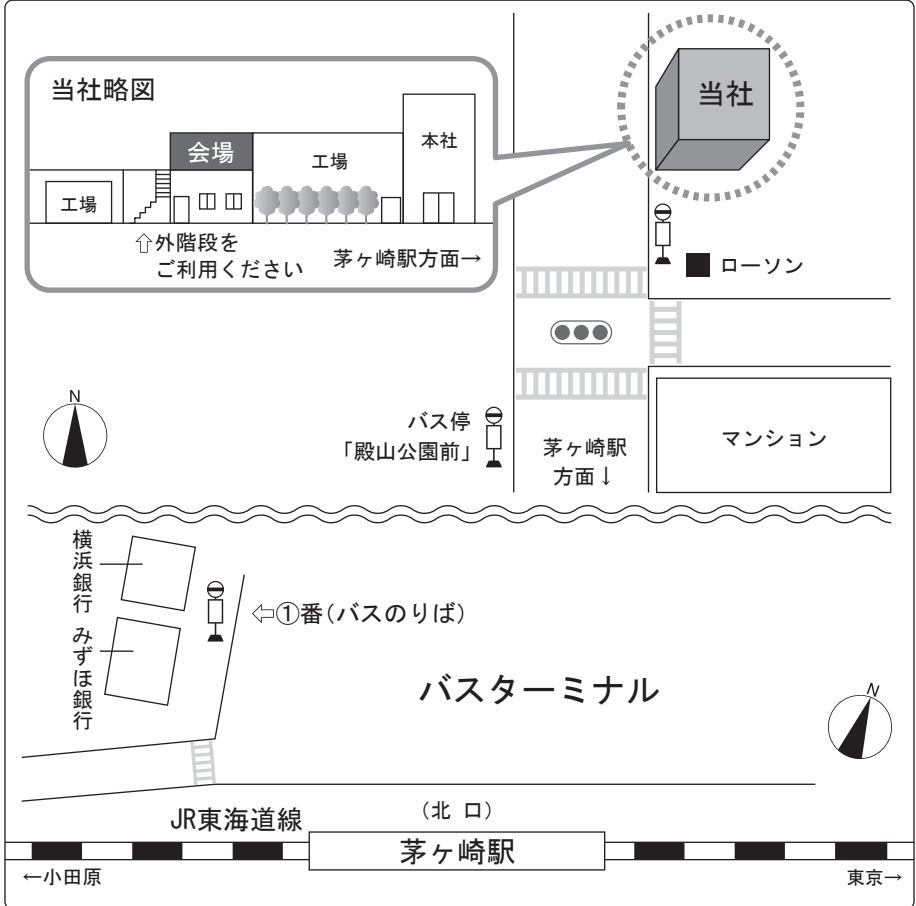
以上

株主総会会場ご案内図

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地

大村紙業株式会社 包装設計デザイン研究所2階 会議室

T E L 0467(52)1032



[交通]

J R東海道線「茅ヶ崎駅」下車(北口)

神奈川中央バス①番のりばより

「湘南ライフタウン」「文教大学」「湘南台駅」行きのいずれかに乗車、約15分「殿山公園前」下車、徒歩1分